

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立さつき野コミュニティセンターの使用の許可	
根拠条例等・条項	堺市立さつき野コミュニティセンター条例第3条第1項	
所 管 課	美原区役所	企画総務 課
審 査 基 準	<p>(根拠条文) センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>○ 条例第3条に基づき審査する。 (基準) 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 建物、附属設備、器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 専ら営利を目的として使用しようとするとき。 (4) センターの管理上支障があると認められる政治的活動、宗教的活動その他の活動のために使用しようとするとき。 (5) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があり、使用させることが不適當であると認めるとき。</p> <p>(備考) 市長は、センターの使用を許可する場合において、管理上必要があると認めるときは、当該許可に条件を付けることができる。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	3日
	標準処理期間を設定できない理由	